

報告第7号

専決処分の報告の件

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和3年7月19日提出

加東市長 安田正義

専決番号	専決年月日	専決事項	内 容
第3号	令和3年7月12日	和解及び損害賠償の額を定めること。	別紙のとおり

## 専決第3号

### 和解及び損害賠償の額を定めることの専決処分について

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和3年7月12日

加東市長 安田正義

- 1 損害賠償の相手方 加東市社1075番地2  
加東警察署長 藤原昌司
- 2 和解事項 市は、相手方道路標識の修理費用の10割を支払う。
- 3 損害賠償の額 253,000円
- 4 事故の概要
  - (1) 事故発生日時 令和3年6月7日 午前9時20分頃
  - (2) 事故発生場所 加東市社1707番地先
  - (3) 事故の内容 市職員が公務（ごみ収集作業）中に、事故現場前にあるごみステーションの収集を終え、方向転換のために後退しようとしたところ、車両後部を相手方の道路標識に接触させ、支柱を折り曲げた。